

社会福祉法人いきいき福祉会
ショートステイ ラポール三ツ沢
(介護予防) 短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いきいき福祉会が開設するショートステイ ラポール三ツ沢（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の従業者が、利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の維持、回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを 提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイ ラポール三ツ沢
- 二 所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区峰沢町325-1
電話番号 045-337-3366
FAX 番号 045-337-2266

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に関係法令及び当該規程を遵守させるための必要な命令を行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者の及び家族からの相談業務を行う。
- 三 看護職員 3名以上

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、療養上の世話及び診療補助等、必要な看護業務を行う。

四 介護職員 34名以上 (内、看護職員3名以上含む)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じて日常の援助等、必要な介護業務を行う。

五 管理栄養士 1名以上

栄養士は、栄養並びに利用者の心身の状況や嗜好を考慮した食事の提供等、必要な支援を行う。

六 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の維持・改善のために必要な機能訓練計画の策定及び機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 年中無休

二 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

三 面会時間 基本的には午前8時30分から午後9時00分までとする。但し、状況に応じてそれ以外の時間も可。

(短期入所生活介護等の定員)

第6条 事業所の入居定員は、10人とする。

2 ユニット数は1ユニットとし、ユニットの定員は10人とする。

3 ただし、併設する特別養護老人ホーム(定員90人の範囲内)の空室を利用した場合は、この限りではない。

(短期入所生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護等の提供に当たっては、総合的且つ効率的にサービスが提供されるよう配慮して行う。また、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画(以下、「居宅サービス計画等」という。)が作成されている場合には、居宅サービス計画等に沿った短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成(3泊4日以上)し、目的達成のために必要なサービスを提供する。

2 短期入所生活介護等の内容は次の通りとし、その内容について記録し、契約の終了後、5年間は適正に保存する。

一 状態の観察及びバイタルチェック

二 入浴・清拭等による清潔の保持

三 食事及び排泄等日常生活上の世話

四 機能訓練

五 レクリエーション

六 生活等に関する相談・助言

七 その他、必要なサービスの提供

3 短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合に応じた額とする。

4 その他の費用として、利用者からの費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

- 一 食費（1食当たり）朝食：340円、昼食：760円、夕食：760円、おやつ：80円
 - 二 滞在費（1日当たり）ユニット型個室：2,890円
 - 三 介護保険負担限度額認定証の認定を受けている利用者の場合、食費についてはその認定証に記載された金額と事業所設定金額とのいずれか低い額とし、滞在費についてはその認定証に記載された金額とする。
 - 四 行事参加費・アクティビティ活動における材料費の実費
 - 五 利用者の希望により提供した特別食や喫茶等にて提供した飲食物の代金
 - 六 利用者が個人的に持ち込んだ家電製品の電気料金
 - 七 理美容代
 - 八 その他料金表において定める費用
 - 九 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合、別途交通費は徴収しない。
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章にて十分な説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、横浜市保土ヶ谷区、西区、神奈川区の全域、それ以外の横浜市の区の一部とする。

（短期入所生活介護等の利用にあたっての留意事項）

第9条 短期入所生活介護等を利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす行動は行ってはならないものとする。

2 館内は全館禁煙とし、喫煙は所定の場所にて行うこと。

（秘密保持）

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者又は第三者の生命身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしてはならないものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（衛生管理）

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

3 事業所は、職員の安全及び衛生に関し留意するとともに、毎年定期的に健康診断を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 事業所は、サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者、主治の医師及び家族へ連絡する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供による事故が発生した場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。
- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情・相談)

- 第14条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村及び国民健康保険団体連合会の質問及び照会に応じ、調査に協力するとともに、指導、助言を受けた場合には当該指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束、その他の行動制限の禁止)

- 第15条 事業所は利用者の生命を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 2 事業所は、委員会及び研修会の開催、身体的拘束等の適正化のための指針等により、その適正化を図る措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために従業者に対し研修の実施等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 継続研修 随時
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人いきいき福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

2011年10月1日 一部改訂

2014年10月1日 一部改訂

2018年4月1日 一部改訂

2018年8月1日 一部改訂

2019年10月1日 一部改訂

2022年10月1日 一部改訂